



平成 17 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス
代表者名 取締役社長 服 部 太
(コード番号 4732 東証・名証第 1 部)
問合せ先 取締役 山中雅文
統括本部財務部長
(TEL. 052 - 689 - 1129)

高等裁判所（第二審）における株式買取価格決定に関するお知らせ

アイ・ティー・エックス株式会社より申請されていた株式会社ユー・エス・エス・ジャパンの普通株式買取価格について、平成 17 年 10 月 25 日付で名古屋高等裁判所において決定がなされましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 申請をした者

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 アイ・ティー・エックス株式会社

2. 申請から決定に至るまでの経緯

アイ・ティー・エックス株式会社より株式会社ユー・エス・エス・ジャパン（平成 14 年 1 月 1 日、当社と合併）の合併反対株主として株式買取請求権が行使され、買取価格について協議を続けましたが、協議が 60 日を経過したため、平成 14 年 2 月 13 日に商事非訟手続きの申し立てがなされました。審理の結果、平成 15 年 11 月 26 日付で名古屋地方裁判所半田支部において当該株式の買取価格を 1 株につき 99 万 6,458 円とする旨の決定がなされ、当社はこの決定を不服として、平成 15 年 12 月 1 日に名古屋高等裁判所に抗告いたしました。

3. 決定の内容（第二審）

申請人（アイ・ティー・エックス株式会社）が保有する、株式会社ユー・エス・エス・ジャパンの普通株式 1,920 株の買取価格を、1 株につき金 91 万 4,597 円と定める。

4. 今後の見通し

当社は、本件裁判における今後の進め方について、現在検討中であります。

本件の決算に対する影響につきましては、裁判の今後の進め方について未決定であるため、現時点では未確定ですが、株式会社ユー・エス・エス・ジャパンは当社と合併していることから、買取株式は自己株式としての取扱いとなり、損益に与える影響はないものと見込まれます。

以上